

岩手医科大学父兄会奨学金規程

(目 的)

第1条 この規程は、岩手医科大学父兄会会則第2条に定める学生に対する厚生補導に寄与することを目的として、在学生に貸与する奨学金について定める。

(委員会)

第2条 本奨学金制度を円滑に運営するため、父兄会理事会に奨学金運営委員会を置く。

2 奨学金運営委員会の規則については、別に定める。

(奨学金の資金)

第3条 奨学金の運営資金は、父兄会費の一部及び寄付金をもってこれにあてる。

(奨学生の資格)

第4条 奨学生となることのできる者は、医学部、歯学部、薬学部在学中に父兄会員である学費負担者が死亡により学納金の支弁が困難となった者で、人物、健康、学業ともに良好と認められる者とする。

(奨学生数)

第5条 奨学生の人数は、毎年度若干名とする。

(奨学金の額)

第6条 奨学金の貸与額は、授業料相当額とし、無利子とする。但し、薬学部は授業料の半額相当額とし、無利子とする。

(奨学金の貸与期間)

第7条 奨学金の貸与期間は、原則として6か年以内とする。但し、薬学部は第4学年から第6学年の3か年以内とする。

(提出書類)

第8条 奨学金の貸与を希望する学生は、毎年度指定した期日までに次の各号の書類を岩手医科大学学事総務課を経て、父兄会長宛に提出しなければならない。

- (1) 申込み理由書
- (2) 奨学金申込書 (様式1)
- (3) 奨学金借用証書(様式2)
- (4) 誓約書 (様式3)
- (5) その他必要書類

2 奨学金の貸与終了時には返済確約書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第9条 貸与時に連帯保証人を1名(親権者または別生計の4親等以内の親族)選任しなければならない。連帯保証人は本人が借用証書によって負担するいっさいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については関係法令及び借用証書並びに返済確約書等に従わなければならない。

(選 考)

第10条 父兄会長は、奨学生の第一次選考を岩手医科大学学生部長に委嘱する。

2 学生部長は、前条に基づき、学生部長会議において奨学生の選考を行った都度、父兄会長に順位を付して選考報告書を提出するものとする。

(決 定)

第11条 父兄会長は、学生部長から推薦のあった学生を父兄会理事会(別に定める父兄会奨学金運営委員会)に諮り、奨学生を決定する。

2 父兄会長は、奨学生が決定した際には、父兄会報を通じて会員に報告しなければならない。

(奨学金の貸与)

第12条 奨学金は第6条に定める額とし、原則として学年当初に貸与する。

(奨学金の返済)

第13条 奨学金の貸与期間が終了したとき若しくは奨学生が死亡又は退学したときは、貸与された奨学金の全額を一括返済しなければならない。

(奨学金返済の特例)

第14条 前条の返済が困難な場合、次により返済することがきる。

ただし、返済は、毎月月末までに返済するものとする。

(1) 貸与を受けた年数の4倍の年数以内でもって返済する。

奨学金の月々の返済額は、貸与合計金額を返済回数(貸与年数×4倍以内の年数×12ヶ月)で除した額とする。

(返済の猶予措置)

第15条 本学を卒業後、臨床研修医又は臨床研修歯科医としての研修期間中については、願出により各々その期間、返済を据え置くことができる。

2 その他、奨学金運営委員会および父兄会理事会が特に認めた場合は、返還を据え置くことができる。

(奨学金の滞納)

第16条 奨学金の返済を滞納したときは、年5%に相当する額の延滞金を納めなければならない。

(事 務)

第17条 父兄会長は、奨学金に関わる事務処理を岩手医科大学学務部長に委託する。

2 学務部長は、奨学金貸与台帳(様式4)及び奨学金返済台帳(様式5)等を備付け、貸与及び返済状況を明らかにしておくものとする。

3 学務部長は、年度末に決算報告書を父兄会長に提出するものとする。

(改 廃)

第18条 規程の改廃は、父兄会総会の議決によるものとする。

2 この規程によりがたい事項については、父兄会長が奨学金運営委員会に諮り、父兄会理事会の議を経て決定する。

附則 この規程は、平成10年 4月 8日から施行する。

附則 この規程は、平成12年 4月 12日から施行する。

附則 この規程は、平成18年 4月 5日から施行する。

附則 この規程は、平成27年 4月 9日から施行する。